平成２２年（フ）第２９２２号
福岡市東区土井２丁目23番18―202号
債務者　執行聖名子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３６号
福岡市東区馬出３丁目２番19号
債務者　半澤　巖
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４２号
福岡県春日市岡本６丁目70番地１エスポワール・ソワ205号
債務者　東田　耕一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４３号
福岡市博多区板付３丁目７番608号
債務者　板橋雄次郎
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４６号
福岡県春日市昇町６丁目42番地ユアーズマンション21・309号
債務者　常住　百恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６３号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東10丁目122番地１
債務者　榎宮　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６４号
福岡市博多区空港前２丁目12番24―102号
債務者　光武　絹代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６５号
福岡市西区周船寺２丁目１番25―307号
債務者　武内万里子（旧姓能角）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８０号
福岡県春日市大土居３丁目５番地７
債務者　進藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９４号
福岡県朝倉市杷木松末357番地
債務者　柴田　秋江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００９号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目15番13号
債務者　大内　良夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１３号
福岡県宗像市須恵２丁目１番11号
債務者　石井みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２３号
福岡市西区上山門２丁目40番18―205号
債務者　林　タミ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２６号
福岡市博多区上川端町１番32号
債務者　上原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３３号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美2749番地55
債務者　宮地　純子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４４号
福岡市東区多の津３丁目８番33―204号
債務者　森山　桂子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５５号
福岡市西区愛宕２丁目１番11号
債務者　古閑トジカ
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６０号
福岡市東区和白３丁目25番19号
債務者　高橋　雅人
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６７号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1097番地８新宮ユウコービル101号
債務者　段　　正美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部